

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋崎 富士雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本3丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 宗像 光英
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本3丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 宗像 光英
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	権利内容に制限の無い標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成22年5月14日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	5,000,000株	1,200,000,000	600,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	5,000,000株	1,200,000,000	600,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、600,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
240	120	100株	平成22年5月31日(月)	-	平成22年5月31日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社文教堂グループホールディングス 管理本部	神奈川県川崎市高津区久本3丁目3番17号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店	神奈川県川崎市中原区小杉町3-419

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**（1）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,200,000,000	4,500,000	1,195,500,000

- （注）1．発行諸費用の概算額は、登記費用であります。
2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
短期借入返済	1,095,500,000	平成22年5月
設備購入費用	100,000,000	平成22年5月

- （注）今回調達する資金の手取概算額1,195,500千円の内、1,095,500千円は平成22年5月末日を返済期日とした短期借入金7,160,000千円の返済の一部に充当いたします。これにより支払利息の圧縮及び財務体質の強化を図ってまいります。また、設備購入費用に充当する100,000千円は、システム・ハードウェア購入費48,300千円、本部サーバ交換対応費54,600千円、合計102,900千円に充てられます。今回のシステム費用は、平成14年6月に導入し現在も稼働している店舗支援の為の当社の重要な基幹システムのメーカー保守期限が到来することによるリプレイスであります。当該システムは当社の販売管理における基幹となるシステムであり、万が一のシステム障害に備えてのサーバ交換及びメーカー保守は、当社の店舗運営上必須となります。したがって、上記の資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	大日本印刷株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第115期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 平成21年6月26日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 第116期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日） 平成21年8月7日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 第116期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日） 平成21年11月13日 関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成21年9月14日に株式の異動によって、株式会社ジュンク堂書店が当社の筆頭株主となりました。当時資本増強を模索していた当社は、株式会社ジュンク堂書店の親会社であり、出版流通プラットフォームの構築を進めている大日本印刷株式会社と、協力関係を基にした相互発展についての協議をする機会がありました。

当社を取り巻く出版流通業界は、電子書籍等、多様化する消費者のニーズや急速に悪化する景気の影響を受け、厳しい状況に置かれております。そうした状況の中、大日本印刷株式会社は、教育・出版流通事業の強化を目的として、丸善株式会社及び株式会社図書館流通センター、株式会社ジュンク堂書店等を連結子会社として保有しており、平成22年2月には丸善株式会社及び株式会社図書館流通センターを経営統合したC H Iグループ株式会社を設立するなど、デジタル時代に対応した出版流通プラットフォームの構築を進めています。当社グループも書籍販売市場の活性化を目的として、上記の出版流通プラットフォームへの参加を含めた大日本印刷株式会社との協力関係に関する協議を開始しており、顧客サービス向上においてPOS及びポイントカードデータを活用した顧客管理システムの構築、新刊・電子書籍・オンデマンド印刷等による業容拡大、グループ経営としての経営効率の改善等を強力に推し進めるため、また、書籍販売市場規模の減少及び電子出版の台頭等多様化する消費者のニーズに対応する上で、大日本印刷グループとの協力関係を基に相互発展してゆけるものと考え、同グループとの資本・業務提携を促進するため、大日本印刷株式会社との資本・業務提携及びその関係をより強化するための子会社化を目的として、今回発行する新株式割当先として大日本印刷株式会社を選定いたしました。

なお、当社と大日本印刷株式会社とは平成22年5月14日付で資本・業務提携に関する契約を締結しており、その内容は以下の通りであります。

店舗事業

- ・人材交流及び共同研修等を通じた店舗運営ノウハウの共有
- ・洋書、文具、専門書等に関する商品調達力等の各自の強みの、相互店舗への応用・展開
- ・顧客注文に対する商品の相互融通

- ・POSシステムの統合
- ・共同催事の開催
- その他
- ・共用カードの開発
- ・システム開発の一本化、共同化
- ・相互の子会社との取引推進その他連携強化
- ・在庫棚卸業務の共同化

また、将来的には大日本印刷株式会社より取締役等の受け入れを予定しております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 5,000,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資による当社株式の取得については、資本・業務提携の一環として取得し、当社を子会社とするものであり、当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、割当先との間において、割当新株効力発生日（平成22年5月31日）より2年間において、当該新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての内諾を受けております。

f 払込みに要する資金等の状況

大日本印刷株式会社の直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の、売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認いたしました。また、同社の経営陣に対して平成22年1月以降、直近の経営成績及び財務状況に関してヒアリングの実施、金融機関の発行する同社の預金残高証明書を確認し、本第三者割当増資の払込みに関しては、払込みのための十分な資金及び払込みの意志があることを確認し、確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である大日本印刷株式会社は東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第1部に上場し、同社並びに役員及び大株主について、株式会社帝国データバンクに調査を依頼し、これらの法人及び個人が暴力団等の反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力との関係を示す事実はなかった旨の報告を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格の決定に際しては、発行決議の直前営業日（平成22年5月13日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である234円を基礎とし、割当先との株価の変動を平準化するため最近3ヵ月間の当社の株価の動向及び今後の予想等の協議を踏まえ、240円（発行決議の直前営業日の終値に対するプレミアム率2.56%、平成22年2月15日から同年5月13日までの3ヵ月間の終値の単純平均値242.96円に対するディスカウント率1.22%）といたしました。また、当社の平成22年8月期第2四半期の業績を平成22年4月13日に公表しており、直近の業績を踏まえた株価として最近1ヵ月間（平成22年4月14日から同年5月13日までの1ヵ月間の終値の単純平均値237.29円に対するプレミアム率1.14%）の当社の株価についても参考にいたしました。

最近3ヵ月間及び最近1ヵ月間の終値の単純平均値を参考としましたのは当社普通株式の流動性が低く、少額の取引高でも株価が大きく変動しやすいことから、特定の一時点を参考にするよりも一定期間の平均値を参考とするのが妥当であると判断し、また、平成21年11月から平成22年4月までの各月の終値の単純平均値はそれぞれ平成21年11月が303.68円、平成21年12月が274.86円、平成22年1月が269.53円、平成22年2月が271.47円、平成22年3月が238.68円、平成22年4月が237.90円となっており、他の各月に比較して平成22年3月及び平成22年4月の平均値が平成22年5月13日の終値（234円）に最も近いことから、該当月を含んだ最近3ヵ月間の終値の単純平均値を算定期間といたしました。

なお、平成21年11月16日から同年5月13日までの6ヵ月間の終値の単純平均値は259.83円（ディスカウント率7.63%）となっております。

この発行価格については、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基礎として決定したものであり、当社といたしましては合理的な価格であると判断しております。

また、発行価格の適法性については当社の監査役会から、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、上記算定根拠による発行価格及び払込金額は、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により普通株式5,000,000株（議決権数50,000個）が発行される予定であり、平成22年5月14日現在の普通株式の発行済株式総数9,004,715株（議決権のない種類株式2,012,000株を除く）に対する割合は55.53%、総議決権数89,766個に対する割合は55.70%となり、既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において本件割当先である大日本印刷株式会社と、当社の筆頭株主であり大日本印刷株式会社の連結子会社である株式会社ジュンク堂書店が所有する当社普通株式の本第三者割当増資後の所有議決権割合16.08%と合わせ、当社の総議決権数に対する大日本印刷株式会社の所有議決権割合が51.85%となり、当社は大日本印刷株式会社の子会社となる見込みであります。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社グループの業容拡大を推進するために必要な、自己資本向上による財務基盤の強化及び大日本印刷株式会社の子会社となることによる信用補完を目的としたものであり、また、資本・業務提携による大日本印刷グループが目指す出版流通プラットフォームへの参加は、新刊・電子書籍・オンデマンド印刷等のデジタル時代に対応できる店舗展開等を目指したものであり、また、上記の業務提携内容にありますように、当社と大日本印刷グループによる店舗運営のノウハウ共有、商品調達強化等の店舗事業の強化、システム開発の一本化、共同化等のグループ経営の経営効率化等によって当社グループの企業価値の向上に資するものであると考えております。したがって、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の程度は、合理的な規模であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により普通株式5,000,000株（議決権数50,000個）が発行される予定であり、平成22年5月14日現在の普通株式の発行済株式総数9,004,715株（議決権のない種類株式2,012,000株を除く）に対する割合は55.53%、総議決権数89,766個に対する割合は55.70%となり、希薄化率は25%以上となります。

また、発行後において本件割当先である大日本印刷株式会社と、当社の筆頭株主であり大日本印刷株式会社の連結子会社である株式会社ジュンク堂書店が所有する当社普通株式の本第三者割当増資後の所有議決権割合16.08%と合わせ、当社の総議決権数に対する大日本印刷株式会社の所有議決権割合が51.85%となり、大日本印刷株式会社が新たに支配株主となります。

したがって、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の発行 済株式総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1	-	-	5,000	31.22
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6-24	2,514	22.82	2,514	15.70
株式会社ジュンク堂書店	兵庫県神戸市中央区三宮町 1-6-18	2,247	20.40	2,247	14.03
フジディア有限公司	神奈川県川崎市高津区下作 延1923-21	553	5.03	553	3.46
株式会社アズール	神奈川県川崎市高津区久地 522	456	4.14	456	2.85
株式会社角川グループ ホールディングス	東京都千代田区富士見 2-13-3	377	3.42	377	2.35
株式会社ゲオ	愛知県春日井如意申町 5-11-3	280	2.54	280	1.75
株式会社文芸社	東京都新宿区新宿1-10-1	210	1.91	210	1.31
フジディアインターナ ショナル有限公司	東京都世田谷区上野毛 2-22-10	200	1.82	200	1.25
辰巳出版株式会社	東京都新宿区新宿2-15-14	186	1.69	186	1.17
計	-	7,025	63.77	12,025	75.08

（注）平成22年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)	割当後の所有議決権数 (個)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町 1-1-1	-	-	50,000	35.77
株式会社ジュンク堂書店	兵庫県神戸市中央区三宮町 1-6-18	22,470	25.03	22,470	16.08
フジディア有限公司	神奈川県川崎市高津区下作延 1923-21	5,539	6.17	5,539	3.96
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6-24	5,020	5.59	5,020	3.59
株式会社アズール	神奈川県川崎市高津区久地 522	4,565	5.09	4,565	3.27
株式会社角川グループホールディングス	東京都千代田区富士見 2-13-3	3,770	4.20	3,770	2.70
株式会社ゲオ	愛知県春日井如意申町 5-11-3	2,800	3.12	2,800	2.00
株式会社文芸社	東京都新宿区新宿1-10-1	2,100	2.34	2,100	1.50
フジディアインターナショナル有限公司	東京都世田谷区上野毛 2-22-10	2,000	2.23	2,000	1.43
辰巳出版株式会社	東京都新宿区新宿2-15-14	1,866	2.08	1,866	1.34
計	-	50,130	55.85	100,130	71.64

(注) 平成22年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

当社グループは、創業以来「豊かな未来に向けて - 総合生活産業へ」を合言葉に、お客様が毎日寄ってみたいくなる楽しい書店づくりを目指しております。また、本の専門店としてはもちろんのこと、様々なソフトを取り扱うメディアコンプレックス店としても、皆様に満足していただける品揃えを心がけており、地域の文化の向上に貢献できればと考えております。グループ挙げて皆様が良書をはじめ、子どもがご提供させていただける情報に数多く接していただき、出版界はじめ、わが国の文化向上に大きく寄与していきたいと考えております。

現在、長期化する不況の中、当業界においても中堅出版社の廃業も多く、定期刊行雑誌の休刊が相次ぐなど市場規模は依然として縮小傾向にあり、限られた市場の中で競合他社との競争が激化しております。また、電子書籍の台頭等、書店を取り巻く環境は厳しさを増している状況であります。

このような状況の中、当社におきましても、前年度は経営効率の改善を最重要課題として掲げ、「増資及び収益改善による財務体質の強化、経営効率の悪い店を閉店し経営効率の高い店舗の出店（スクラップアンドビルド）、効率的なオペレーティングシステムの構築と経費削減の推進、リモデル・増床等による既存店の売上及び収益改善、高収益商材の導入」を推進してまいりました。具体的には、スクラップアンドビルドとして、直営店31店舗の不採算店舗を閉店するとともに、閉店に伴い人員削減及び店舗運営の効率化による適正な人員規模を検討し、希望退職者の募集を行いました。新規店舗につきましてはテナント型及び駅前立地の店舗を7店舗出店いたしました。また、これらにかかる資金調達及び財務体質の強化として、平成20年12月1日付で種類株式の発行により約7億円の増資、平成21年3月27日付で普通株式の発行により約4億円の増資を実施いたしました。以上の結果、前年度は、売上高46,316百万円（前連結会計年度比9.6%減）となり、経常損失につきましては、150百万円（前連結会計年度比63.7%減）、当期純損失につきましては、1,610百万円となりました。今年度は、上記の経営効率の改善策の効果が始まっており、平成22年8月期第2四半期累計売上高は21,386百万円（前連結会計年度比12.9%減）となり、経常利益169百万円（前連結会計年度は経常損失336百万円）と損益面では改善しつつあるものの財務状態はなおマイナス2,656百万円の利益剰余金を計上しており、不安定な状態にあります。純資産につきましては、平成21年8月期に行ったリストラ以前である平成20年8月期末の1,839百万円に対し平成22年8月期第2四半期末は1,329百万円となっており、前期リストラの影響から510百万円減少しております。また、負債比率につきましては、1,610百万円の当期純損失を計上したことにより、平成20年8月期末1,639.11%に対し平成21年8月期末は2,193.85%と上昇しております。今期につきましても引き続き経営効率の高い店舗の出店及び改装、高収益商材の導入、電子書籍の対応等の業容拡大等による収

益改善を課題とし推進してまいります。この収益改善を推し進めるにあたり、金融機関及び取引先との安定的な取引関係が不可欠であり、前期リストラによる売上高及び資産の減少、出版業界のマーケットの縮小や電子出版の台頭等、当社は厳しい状況に置かれております。また、当社は平成22年5月末日を期日とする7,160百万円の短期借入金の返済があり、当期の財政状態を鑑みると当該借入金の返済後直ちに金融機関からの折返し融資が必要となっており、この折返し融資を安全に調達するには、信用補完の強化が重要となっております。

当社取締役会は上記の課題を解決するため、資金調達の方法について検討してまいりました。具体的には、当社グループは平成19年8月期に694百万円、平成20年8月期に461百万円、平成21年8月期に1,610百万円と3期連続で当期純損失を計上しており、現状における当社の収益状況及び担保物件の有無から、借入金による新たな調達は難しいこと、平成22年8月期第2四半期末の有利子負債残高は14,393百万円となっており、収益改善を推し進めるため有利子負債を圧縮し、支払利息の削減が必須であること、平成22年5月末日を期日とする7,160百万円の短期借入金の返済後直ちに金融機関からの折返し融資が必要となっており、この折返し融資を安全に調達するには、信用補完の強化のために財務基盤の強化が急務であることなどを総合的に勘案し、安定的な運転資金の調達、当社の企業価値向上を目指す上で、下記に述べる大日本印刷株式会社との資本・業務提携が最善であると判断し、同社の公開買付け等による子会社化についても検討してまいりましたが、5月末返済予定の借入金返済のための資金調達の必要があることから、同社との関係強化を実現でき、発行後直ちに資金調達が行える新株式発行が合理的な選択であると判断いたしました。

なお、今回の第三者割当増資は既存株式に対して大規模な希薄化を伴い、既存の株主にとって大きな影響が生じることとなり、また、新たな支配株主が生じることから、当社取締役会は本第三者割当増資を行うことについて慎重に議論いたしました。上記に記載した当社の財務状況等に鑑み、公開買付けではなく第三者割当増資による資金調達により大日本印刷株式会社の子会社となることが、当社の企業価値の向上につながるものであり、第三者割当増資による資金調達が合理的であると判断いたしました。

当社を取り巻く出版流通業界は、電子書籍等、多様化する消費者のニーズや急速に悪化する景気の影響を受け、厳しい状況に置かれております。そうした状況の中、大日本印刷株式会社は、教育・出版流通事業の強化を目的として、丸善株式会社及び株式会社図書館流通センター、株式会社ジュンク堂書店等を連結子会社として保有しており、平成22年2月には丸善株式会社及び株式会社図書館流通センターを経営統合したC H Iグループ株式会社を設立するなど、デジタル時代に対応した出版流通プラットフォームの構築を進めています。当社グループとしても書籍販売市場の活性化を目的として、上記の出版流通プラットフォームへの参加を含めた大日本印刷株式会社との資本・業務提携による子会社化によって、顧客サービス向上においてPOS及びポイントカードデータを活用した顧客管理システムの構築、新刊・電子書籍・オンデマンド印刷等による業務拡大、グループ経営としての経営効率の改善等を強力に推し進めるため、当社取締役会としては、既存の株主に希薄化の影響を及ぼすものの、マイナスの利益剰余金を計上している不安定な財務状態から脱却し、企業価値の向上を早期に実現することが、株主価値の向上につながるものと判断いたしました。

また、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であること、支配株主の異動を伴うことから、大規模な第三者割当に該当するため、上記に至った取締役会の判断の妥当性について、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。

具体的には、平成22年4月22日に成和明哲法律事務所パートナーである弁護士で当社社外取締役の飯田直樹氏、BE1総合会計事務所パートナーである公認会計士・税理士で当社社外取締役の森俊明氏、松平信治税理士事務所代表である税理士で当社社外監査役の松平信治氏、有限会社アイピーエス代表取締役社長である当社社外監査役の久保勝美氏、大平健司公認会計士事務所代表である公認会計士の大平健司氏の5名で構成(委員長には互選により飯田直樹氏が就任)する第三者委員会を設置し、本第三者割当増資について、希薄化率、発行価格、割当先の選定、資金使途及び資金調達の方法などを総合的に検討いたしました。

なお、飯田直樹氏及び森俊明氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であり、松平信治氏及び久保勝美氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。また、当社グループと各委員との間で、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(いずれも、平成18年10月17日企業会計基準委員会)により、開示すべき取引関係はありません。したがって、当社と第三者委員会のすべての委員との間には一定の独立性が確保されているものと判断しております。

第三者委員による検討の結果、希薄化率につきましては、本第三者割当増資による財務基盤の強化により業績の早期回復及び企業価値の向上、大日本印刷グループとの関係強化による企業価値の向上、割当先が継続保有することにより株式市場における当社株式の流動性に大きな変化を及ぼさないこと、発行価格につきましては、本第三者割当増資の結果大日本印刷グループは、当社の発行済株式総数の過半数を保有することとなり、支配権を得ることとなるが、本第三者割当増資前において既に大日本印刷グループに帰属しているジュンク堂書店が当社の発行済株式総数のおよそ25%を保有し、ジュンク堂書店の代表取締役である工藤恭孝氏が当社の取締役に就いていることから、大日本印刷グループは当社に一定の影響力を有していたこと、日本証券業協会が平成22年4月1日付で公表した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の範疇であ

ること、割当先につきましては、大日本印刷グループとの協力関係の構築が当社の存続発展に不可欠であること、資金使途につきましては、有利子負債の増加により金融機関からの大幅な追加信用供与は期待できないこと、資金調達の方法については、近年の業績不調の結果発生した純資産の毀損を補填する必要があること、などから本第三者割当増資の必要性及び相当性には問題がなく、取締役会の判断は妥当であるとの意見を平成22年5月14日付で入手しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第59期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年11月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年5月14日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年5月14日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成20年9月1日 至 平成21年8月31日	平成21年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第60期 第2四半期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日	平成22年4月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月26日

株式会社 文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規

指定社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年11月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年4月10日

株式会社文教堂グループホールディングス
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年12月1日から平成21年2月28日まで)及び第2四半期連結累計期間連結会計年度の第2半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成21年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年3月6日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議し、平成21年3月27日に払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 文教堂グループホールディングス

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 洋
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下 靖規
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷 右近 隆也
--------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社文教堂グループホールディングスの平成21年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社文教堂グループホールディングスが平成21年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月13日

株式会社文教堂グループホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月26日

株式会社 文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規

指定社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングスの平成20年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年11月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 文教堂グループホールディングス

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 洋
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下 靖規
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングスの平成21年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。